

相模原市指導監査基準 軽費老人ホーム（ケアハウス）編

関係法令名等	略称
老人福祉法（昭和38年 法律第133号）	なし
相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年 相模原市条例第12号）	老人福祉施設基準条例
相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について（通知）（令和元年10月1日 FNo.6・2・0）	老人福祉施設基準条例解釈通知
相模原市軽費老人ホーム利用料等取扱基準（平成21年4月1日施行）	なし
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年 厚生労働省令第107号）	軽費老人ホーム基準省令
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日 老発第0530002号）	軽費老人ホーム基準省令解釈通知
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号）	指定居宅サービス基準省令
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年 厚生労働省令第35号）	指定予防サービス基準省令
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年 厚生労働省令第34号）	指定地域密着型サービス基準省令
健康増進法（平成14年 法律第103号）	なし
社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて（昭和49年8月20日 社施160号）	なし
社会福祉法（昭和26年 法律第45号）	なし
社会福祉法施行規則（昭和26年 厚生省令第28号）	なし
相模原市暴力団排除条例（平成23年 相模原市条例第31号）	暴力団排除条例
建築基準法（昭和25年 法律第201号）	なし
介護保険法（平成9年 法律第123号）	なし
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日 老高発0915第1号）	なし
消防法（昭和23年 法律第186号）	なし
消防法施行令（昭和36年 政令第37号）	なし
消防法施行規則（昭和36年 自治省令第6号）	なし

関係法令名等	略称
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日 消防庁告示第9号）	消防庁告示第9号
社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日 社施第107号）	防火安全対策強化通知
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（平成28年9月1日 雇児総発0901第3号・社援基発0901第1号・障障発0901第1号・老高発0901第1号）	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知
社会福祉施設における火災防止対策の強化について（昭和48年4月13日 社施第59号）	火災防止対策強化通知
介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日 老総発0909第1号 老高発0909第1号 老振発0909第1号 老老発0909第1号）	介護保険施設利用者安全確保及び非常災害時体制整備強化徹底通知
食品衛生法（昭和22年 法律第233号）	なし
水道法（昭和32年 法律第177号）	なし
社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（平成8年7月19日 社援施第116号）	飲用井戸及び受水槽衛生確保通知
相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成11年 相模原市条例42号）	小規模水道及び小規模受水槽水道条例
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成15年7月25日 社援基発第0725001号）	レジオネラ症防止対策徹底通知
「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について（平成27年3月31日 健衛発0331第7号）	レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知
社会福祉施設における衛生管理について 別添：大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月31日 社援施第65号）	衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日 障第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号）	苦情解決指針通知
厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号）	感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年 法律第124号）	高齢者虐待防止法
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年 法律第76号）	育児・介護休業法
高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成24年11月9日 厚生労働省告示第560号）	なし
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年 法律第68号）	高年齢者雇用安定法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年 法律第113号）	男女雇用機会均等法
事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年10月1日 厚生労働省告示第326号）	パートタイム・有期雇用労働指針

関係法令名等	略称
社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて(昭和49年8月20日 社施発第160号)	なし
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成27年4月15日 心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号)	ストレスチェック指針
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年 法律第76号)	パートタイム・有期雇用労働法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年 労働省令第34号)	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について(平成31年1月30日 基発0330第1号 職発0130第6号 雇均発0130第1号 開発0130第1号)	パートタイム・有期雇用労働法施行通知
労働安全衛生規則(昭和47年 労働省令第32号)	なし
労働安全衛生法(昭和47年 法律第57号)	なし
労働安全衛生法施行令(昭和47年 政令第318号)	なし
労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(平成27年5月1日 基発0501第3号)	ストレスチェック制度施行通知
労働基準法(昭和22年 法律第49号)	なし
労働基準法施行規則(昭和22年 厚生省令第23号)	なし
労働契約法(平成19年 法律第128号)	なし
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日 基発0120第3号)	なし
健康保険法	なし
厚生年金保険法	なし
労働者災害補償保険法	なし
雇用保険法	なし
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)	労働施策総合推進法
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)	パワハラ指針
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)	セクハラ指針
事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成28年厚生労働省告示第312号)	妊娠、出産等に関するハラスメント指針

関係法令名等	略称
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）	男女雇用機会均等法施行規則
社会福祉法人会計基準(平成28年 厚生労働省令第79号)	会計基準
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日 雇児発0331第15号 社援発0331第39号 老発0331第45号）（局長通知）	運用上の取扱い
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について（平成28年3月31日 雇児総発0331第7号 社援基発0331第2号 障障発0331第2号 老総発0331第4号）（課長通知）	運用上の留意事項
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日 雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号）（局長通知）	弾力運用局長通知
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」	指導監査ガイドライン
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日 雇児総発0329第1号 社援基発0329第1号 障企発0329第1号 老高発0329第3号）	入札契約等取扱通知
社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日 雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号）	指導監督徹底通知
社会福祉法人の認可について（局長通知）（平成12年12月1日 障890号 社援第2618号 老発794号 児発第908号）別紙2「社会福祉法人定款例」	定款例
社会福祉法人の認可について（局長通知）（平成12年12月1日 障890号 社援第2618号 老発794号 児発第908号）別紙1「社会福祉法人審査基準」	審査基準
特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(平成12年3月10日 老発第188号)	繰越金等の取扱い等通知

【判定】

- ・ B ⇒相模原市指導監査基準軽費老人ホーム（ケアハウス）編を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・ C ⇒相模原市指導監査基準軽費老人ホーム（ケアハウス）編を満たしていないものでB以外のもの

指導監査基準の「関係法令等」における表記について
 老人福祉施設基準条例第13条の規定により軽費老人ホーム基準省令の例によるものとされているものについては、「軽費老人ホーム基準省令の該当する条項」を記載しています。

相模原市指導監査基準
軽費老人ホーム(ケアハウス)編
～ 施 設 管 理 ～

令和6年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 職員配置 (1)職員数	1 常勤の施設長が1人いること。	共通	<p>施設長は常勤であり、かつ、原則として専ら当該軽費老人ホームの管理業務に従事すること。</p> <p>ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>(1)当該軽費老人ホームの従業者としての職務に従事する場合</p> <p>(2)同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該軽費老人ホームの入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない(※)ときに、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合、事故発生時等の緊急時において施設長自身が速やかに当該軽費老人ホームに駆け付けられない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p> <p>【常勤】</p> <p>当該軽費老人ホームにおける勤務時間が、常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していること。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>当該施設に併設される他の事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、軽費老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、軽費老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(以降の監査事項においても同じ)</p>	軽費老人ホーム基準省令第11条第1項、第4項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第3-1	・常勤の施設長がいない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	2 生活相談員を必要数配置していること。また、生活相談員を置く場合1人以上は、常勤の者であること。	共通	生活相談員が入所者の数が120又はその端数を増すごとに1人以上いること。 ただし、指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス基準省令第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定予防サービス基準省令第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービス基準省令第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことができる。 生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者であること。	軽費老人ホーム基準省令第11条第1項、第2項、第5項、第6項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第3-1 指定居宅サービス基準省令第175条 指定予防サービス基準省令第231条 指定地域密着型サービス基準省令第110条	・生活相談員が必要数いない。 ・常勤の生活相談員が必要数いない。	C C
	3 介護職員を必要数配置していること。また、介護職員を置く場合1人以上は、常勤の者であること。	共通	介護職員の総数は次のとおりとなっていること。 (1)一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上 (2)一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上 (3)一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数(常勤換算方法で1以上)を加えて得た数 介護職員のうち1人以上は、常勤の者であること。ただし、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、介護職員のうち1人を置かないことができる。この場合、あらかじめ、介護職員のうち1人を置かないこととするに伴う職員配置状況やサービスの内容等について十分に説明を行い、全ての入所者から同意を得ることが必要である。 なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の立場から書面によって確認すること。 また、介護職員のうち1人を置かないこととした後に入所する者については、入所契約に当たり、あらかじめ、当該サービスの内容、職員配置状況について十分に説明を行い、同意を得ることが必要である。	軽費老人ホーム基準省令第11条第1項、第3項、第7項、第8項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第3-1 指定居宅サービス基準省令第175条 指定予防サービス基準省令第231条 指定地域密着型サービス基準省令第110条 老人福祉施設基準条例 解釈通知第3の3	・介護職員の総数が不足している。 ・介護職員のうち1人以上常勤の者がいない。 ・入所者に提供するサービスに支障があるとき、又は、あらかじめ入所者の全員の同意を得ていない場合に介護職員のうち1人を置かないこととしている。	C C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
			<p>【常勤換算方法】 当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数(一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 (以降の監査事項においても同じ)</p>			
	4 生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を配置していること。	共通	監査事項2及び3にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。	軽費老人ホーム基準省令第11条第1項、第9項	・生活相談員、介護職員のいずれも配置していない。	C
	5 栄養士を必要数配置していること。	共通	入所定員が40人以下又は隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、栄養士を置かないことができる。	軽費老人ホーム基準省令第11条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第3-1 健康増進法第19条	・栄養士を配置していない。	C
	6 事務員を必要数配置していること。	共通	事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。	軽費老人ホーム基準省令第11条第1項、第11項	・事務員を配置していない。	C
	7 栄養士及び事務員のそれぞれのうち1人は、常勤であること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第11項第1項、第10項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第3-1	・栄養士、事務員それぞれについて常勤の者がいない。	C
	8 調理員その他の職員を実情に応じた適当数配置していること。	共通	調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては、調理員を置かないことができる。	軽費老人ホーム基準省令第11条第1項	・調理員その他の職員を必要数配置していない。	C
	9 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせていること。	共通	当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舍が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。	軽費老人ホーム基準省令第11条第13項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第3-1 社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて	・夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 資格要件	10 施設長は資格要件を満たしていること。	共通	施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 【これらと同等以上の能力を有すると認められる者】 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、軽費老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者をいう。	軽費老人ホーム基準省令第5条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-4 老人福祉施設基準条例第14条(準用第5条第1項) 老人福祉施設基準条例解釈通知第1の1(準用) 社会福祉法第19条第1項	・施設長が資格要件を満たしていない。	C
	11 生活相談員は資格要件を満たしていること。	共通	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 【これと同等以上の能力を有すると認められる者】 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。	軽費老人ホーム基準省令第5条第2項 社会福祉法第19条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-4	・生活相談員が資格要件を満たしていない。	C
(3) 職員の専従	12 職員は、施設の専従であること。	共通	職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。 入所者の処遇に万全を期するために、職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、職員他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該軽費老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えないが、その際は、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、留意すること。 なお、ただし書については、直接入所者へのサービスの提供に当たる生活相談員及び介護職員については、適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者へのサービスの提供に支障をきたさない場合に限り適用すること。	軽費老人ホーム基準省令第6条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-5	・兼務できない職務の兼務職員がいる。 ・兼務可能な職務であるが、各々の職務時間帯が明確に区分されていない。	C B
	(4) 勤務体制の確保	13 入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めていること。	共通	軽費老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすること。	軽費老人ホーム基準省令第24条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-10	・勤務体制を定めていない。(軽微な場合はB)
	14 職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮していること。	共通	可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立ったサービスの提供を行っていること。	軽費老人ホーム基準省令第24条第1項、第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-10	・職員の勤務の体制を定めるに当たり、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮していない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	18 軽費老人ホームは、必要な設備を備えていること。	共通	<p>次に掲げる設備を設けていること。 ただし、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより軽費老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者へのサービスの提供に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。</p> <p>なお、軽費老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、軽費老人ホーム基準省令に適合していること。</p> <p>(1)居室 (2)談話室、娯楽室又は集会室 (3)食堂 (4)浴室 (5)洗面所 (6)便所 (7)調理室 (8)面談室(旧相談室) (9)洗濯室又は洗濯場 (10)宿直室 (11) (1)～(10)に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>【10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下同じ。)により構成される区画(以下ユニットという。)を有する場合】</p> <p>(12)共同生活室</p> <p>なお、談話室、食堂、浴室等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。</p>	軽費老人ホーム基準省令第10条第3項、第5項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を備えていない。 ・設備機能に配慮していない。 	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
※ユニットにおける設備の基準 [対象監査事項] 監査事項22 監査事項23	19 居室は基準を満たしていること。(ユニット以外における居室)	共通	(1)一の居室の定員は、1人とする事。 ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。 (2)地階に設けてはならない事。 (3)一の居室の床面積は、21.6平方メートル((4)の設備を除いた有効面積は14.85平方メートル)以上とする事。 ただし、(1)のただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とする事。 (4)洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設ける事。 (5)緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設ける事。	軽費老人ホーム基準省令第10条第4項	・居室が基準を満たしていない。	C
	20 浴室は基準を満たしていること。	共通	老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設ける事。	軽費老人ホーム基準省令第10条第4項	・浴室が基準を満たしていない。	C
	21 調理室は基準を満たしていること。	共通	(1)火気を使用する部分は、不燃材料を用いる事。 (2)食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設ける事。	軽費老人ホーム基準省令第10条第4項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第2-1	・調理室が基準を満たしていない。	C
	22 居室は基準を満たしていること。	共通	(1)一の居室の定員は、1人とする事。 ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。 (2)地階に設けてはならない事。 (3)一の居室の床面積は、15.63平方メートル((4)の設備を除いた有効面積は13.2平方メートル)以上とする事。 ただし、(1)のただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とする事。 (4)洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設ける事。 ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。 (5)緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設ける事。	軽費老人ホーム基準省令第10条第5項	・居室が基準を満たしていない。	C
	23 共同生活室は基準を満たしていること。	共通	(1)同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 (2)必要な設備及び備品を備えること。	軽費老人ホーム基準省令第10条第5項	・共同生活室が基準を満たしていない。	C
24 軽費老人ホームは、ほかに必要な設備を設けていること。	共通	(1)施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。 (2)居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。	軽費老人ホーム基準省令第10条第6項	・ほかに必要な設備を設けていない。	C	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)変更届	25 施設の設置に際して届け出た事項に変更が生じた場合は、変更の日から1月以内に届け出ていること。	共通	軽費老人ホームの設備等を変更したときは、市長へ変更を届け出ていること。	社会福祉法第63条第1項	・変更を届出していない。	B
3 運営に関する基準 (1)運営規程等	26 運営規程を整備していること。	共通	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていること。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、数及び職務の内容 職員の「数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、監査項目1から7において置くべきとされている数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 (3)入所定員 (4)入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ア サービスの内容については、日常生活を送る上での1日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた提供するサービスの内容を指すものであること。 イ 費用の額については、生活費や居住に要する費用のほか、日常生活等を送る上で、入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。 (5)施設の利用に当たっての留意事項 入所者が軽費老人ホームを利用する際に、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。 (6)非常災害対策 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てていること。 (7)虐待の防止のための措置に関する事項 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修企画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を指す内容であること。 (8)その他施設の運営に関する重要事項 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくこと。	軽費老人ホーム基準省令第7条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-6	・施設の運営規程が整備されていない。 ・運営規程に一部不備がある。	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)施設長の責務	27 運営に関する記録を整備し、必要な年数保存していること。	共通	<p>運営に関する次に掲げる諸記録を整備し、必要な年数保存していること。</p> <p>(1)事業日誌 (2)沿革に関する記録 (3)職員の勤務状況、給与等に関する記録 (4)条例、定款及び施設運営に必要な諸規程 (5)重要な会議に関する記録 (6)月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表 (7)関係官署に対する報告書等の文書綴 (8)職員の勤務の体制に関する記録 (9)補助金の請求、受領等に係る書類 (10)従業者の勤務の実績に関する記録</p> <p>上記諸記録のうち、(8)、(9)及び(10)の記録については、補助金の受領の日から5年間保存すること。 なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は老人福祉施設基準条例に定める保存期間のいずれか長い期間とすること。</p>	軽費老人ホーム基準省令第9条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-8 老人福祉施設基準条例第15条 老人福祉施設基準条例解釈通知第3の1(準用第1の2)	・記録を整備していない。 ・記録の整備に一部不備がある。 ・記録を必要な年数保存していない。	C B B
	28 施設長は、責務を果たしていること。	共通	<p>1 施設長は、入所者本位のサービス提供を行うため、入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に次の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(1)軽費老人ホーム基準省令第7条から第9条まで、第12条から第21条まで及び第23条から第33条の2まで (2)老人福祉施設基準条例第14条において準用する第5条第2項及び第15条</p>	軽費老人ホーム基準省令第22条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-9 老人福祉施設基準条例第14条(準用第5条第2項、第6条)、第15条	・施設長の責務を果たしていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)生活相談員の責務	29 生活相談員は、責務を果たしていること。	共通	(1)入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うこと。 (2)入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。)又は介護予防支援事業(同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。 (3)軽費老人ホーム基準省令第31条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。 (4)軽費老人ホーム基準省令第33条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。	軽費老人ホーム基準省令第23条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-10 介護保険法第8条、第8条の2	・生活相談員の責務を果たしていない。	C
	30 生活相談員を配置していない場合、介護職員が生活相談員にかわり責務を果たしていること。	共通	軽費老人ホーム基準省令第11条第6項の規定を適用し生活相談員を配置していない場合(監査事項2ただし書き)は、介護職員が、監査事項29に掲げる業務を行わなければならない。	軽費老人ホーム基準省令第11条第6項、第23条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-10	・介護職員が生活相談員の責務を果たしていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4)業務継続計画の策定等	31 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じていること。	共通	<p>1 業務継続計画を策定していること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていること。</p> <p>(1)感染症に係る業務継続計画の場合 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)、初動対応、感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>(2)災害に係る業務継続計画の場合 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気、水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)、緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)、他施設及び地域との連携</p> <p>※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。</p> <p>2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していること。</p> <p>(1)研修 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うこと。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>(2)訓練 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施していること。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを組み合わせながら実施することが適切である。</p>	軽費老人ホーム基準省令第24条の2 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-12	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画を策定していない。 ・定期的な見直しを行っていない。 ・職員に対し業務継続計画の周知をしていない。 ・研修、訓練を行っていない。 	C C C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5)定員の遵守	32 入所定員を遵守していること。	共通	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	軽費老人ホーム基準省令第25条	・定員を超えて入所させている。	C
(6)防犯対策	33 防犯対策を適切に講じていること。	共通	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。また、必要な対応ができる体制等について、次の点を考慮していること。 1 日常の対応 (1) 所内体制と職員の共通理解 (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3) 施設等と利用者の家族の取組み (4) 地域との協同による防犯意識の醸成 (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保 (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保 2 緊急時の対応 (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制 (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない。	B
(7)非常災害対策	※指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については、指導監査の対象としない。 [対象監査事項] 施設管理の 3(7)(ア)監査事項34 3(7)(イ)監査事項35					
ア 非常災害用設備等	34 非常災害に必要な設備を設けていること。 また、当該設備の点検を適切に行っていること。	共通	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていること。 また、消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年2回点検し、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告していること。	軽費老人ホーム基準省令第8条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-7 消防法第17条第1項、第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項、第3項 消防庁告示第9号 防火安全対策強化通知	・非常災害に必要な設備を設けていない。 ・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果を報告していない。	C B B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
イ 非常災害に対する計画	35 非常災害に対する具体的な計画を立てていること。	共通	<p>消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を立てていること。</p> <p>※消防法第8条に基づき消防長又は消防署長に届け出た防火管理者が、消防計画を作成し、当該計画を消防長又は消防署長に届け出ていること。防火管理者及び消防計画に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ていること。</p> <p>※防火管理者を置かなくてもよいこととされている軽費老人ホームにおいても防火管理の責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせていること。</p> <p>[非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例] ・介護保険施設等の立地条件(地形等) ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第8条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-7 消防法第8条 消防法施行規則第3条第1項 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 介護保険施設利用者安全確保及び非常災害時体制整備強化徹底通知</p>	<p>・消防計画の作成、届出をしていない。 ・防火管理者を届け出していない。 ・変更を届け出していない。 ・消防計画に準ずる計画を策定していない。 ・防火管理に関する責任者を定めていない。 ・非常災害対策が不十分。</p>	<p>C C B C C B</p>
ウ 避難及び消火に対する訓練	36 避難及び消火の訓練を適切に実施していること。	共通	<p>非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていること。 避難及び消火の訓練は、少なくとも年2回実施し、うち1回は夜間訓練(想定訓練でも可)を実施していること。 なお、訓練を実施する場合は、あらかじめ、その旨を「消防訓練通報書」等により、年2回以上所轄消防署へ通報していること。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第8条第2項、第3項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-7 消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第10項、第11項 火災防止対策強化通知 防火安全対策強化通知</p>	<p>・訓練を実施していない。 ・避難及び消火訓練の実施が不十分。 ・「消防訓練通報書」等の提出を行っていない。 ・地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。</p>	<p>C B B B</p>
エ 連携体制の整備	37 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知していること。	共通	<p>火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしていること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第8条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-7</p>	<p>・通報、連携体制を整備していない。 ・通報・連携体制を定期的に職員に周知していない。</p>	<p>C C</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(8)衛生管理等	<p>※指導監査実施年度又は前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については指導監査の対象としない。</p> <p>[対象監査事項] 3(8)(ア)監査事項38 3(8)(イ)監査事項39</p>					
ア 衛生管理	38 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていること。	共通	<p>必要最低限の衛生管理等のほか、次の点に留意していること。</p> <p>(1)調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われていること。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならない。</p> <p>(2)水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>(3)常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。</p> <p>(4)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(5)空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第26条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-13 食品衛生法 水道法</p>	<p>・衛生的な管理に努めておらず、又は衛生上必要な措置を講じていない。</p>	C
イ 受水槽の管理	39 受水槽の衛生管理を適切に行っていること。	共通	<p>受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行っていること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-13 飲用井戸及び受水槽衛生確保通知 小規模水道及び小規模受水槽水道条例</p>	<p>・受水槽の衛生管理(清掃等)を適切に行っていない。</p>	C
ウ 循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	40 循環式浴槽を利用している場合は、レジオネラ症防止対策として適正に水質検査を実施し、結果を記録し3年以上保存していること。 検査結果により必要な場合は、適切な措置を講じていること。	共通	<p>水質検査を次のとおり実施していること。</p> <p>(1)ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水⇒1年に1回以上 (2)連日使用している浴槽水⇒1年に2回以上(ただし、塩素消毒でない場合は、1年に4回以上)</p>	<p>レジオネラ症防止対策徹底通知 レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知</p>	<p>・検査を実施していない。 ・検査記録が確認できない。 ・必要な措置を講じていない。</p>	C B C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(9)協力医療機関等	<p>41 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていること。 また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていること。</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;">※協力医療機関との連携に係る義務付けの適用に当たっては、令和9年3月31日までは努力義務(経過措置期間)。</p> <p>※1～3、5のいずれの判定も、経過措置期間については、Bとする。</p>	共通	<p>1 軽費老人ホームは、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 協力医療機関は、軽費老人ホームから近距離にあることが望ましい。</p> <p>2 軽費老人ホームは、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1)入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2)当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、相模原市長に届け出なければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう(※)に努めなければならない。 ※常に居室を確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めること。</p> <p>7 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 協力歯科医療機関は、軽費老人ホームから近距離にあることが望ましい。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第27条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-14</p>	<p>・協力医療機関を定めていない。</p> <p>・協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の体制を常時確保していない。</p> <p>・市に協力医療機関の届出をしていない。</p> <p>・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めていない。</p> <p>・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に、新興感染症の発生時等の対応について、協議を行っていない。</p> <p>・入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院後、病状が軽快し、退院が可能となった場合に、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めていない。</p> <p>・協力歯科医療機関を定めるよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(10) 掲示	42 当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していること。	共通	(1)重要事項を入所申込者、入所者又はその家族に対して見やすい場所に掲示していること。ただし、これらの重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 (2)職員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示していること。 (3)法人のホームページ等を有している場合、重要事項をウェブサイトに掲載していること。	軽費老人ホーム基準省令第28条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-15	・必要な重要事項を掲示していない。	B
(11) 秘密保持	43 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。	共通	誓約書の徴取、規程の整備等、必要な措置を講じていること。	軽費老人ホーム基準省令第29条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-16	・必要な措置を講じていない。	C
(12) 誇大広告の禁止	44 広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないこと。	共通		社会福祉法第79条 軽費老人ホーム基準省令第30条	・虚偽又は誇大広告を行っている。	C
(13) 苦情への対応	45 苦情解決のための要綱等により、苦情解決体制を整備していること。	共通	入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていること。 1 苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。こと。 2 利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命すること。 3 苦情解決に社会性や客観性を確保し、適切な対応を推進するため、第三者委員を設置していること(第三者委員は複数選任することが望ましい)。 4 施設内への掲示、ウェブサイトへの掲載及びパンフレットの配布等により利用者に苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知していること。 5 苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を書面に記録していること。 6 苦情解決結果を一定期間ごとに第三者委員に報告していること。 7 個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、苦情解決の結果を公表していること。 8 苦情について行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行い、市からの求めに応じ、改善の内容を市に報告すること。	社会福祉法第82条 軽費老人ホーム基準省令第31条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-17 苦情解決指針通知	・苦情受付の窓口を設置していない。 ・苦情解決のための要綱等を整備していない。 ・苦情解決のための要綱等に必要事項の記載がない。	C C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(14)地域との連携	46 提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていること。	共通	介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めていること。 なお、「市町村が実施する事業」には、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	軽費老人ホーム基準省令第2条第3項、第32条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-18	・市の実施する相談事業等への協力を努めていない。	B
	47 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていること。	共通	軽費老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	軽費老人ホーム基準省令第32条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-18	・地域との連携及び協力を全くしていない。	C
4 暴力団排除	48 施設は、その運営について、暴力団等から支配的な影響を受けていないこと。また、施設長は、暴力団員等でないこと。	共通	施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。また、暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。 (1)暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団 (2)暴力団員等 (3)暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等 (4)暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの	老人福祉施設基準条例第14条(準用第5条第2項) 老人福祉施設基準条例解釈通知第1の1(準用) 暴力団排除条例	・暴力団等から支配的な影響を受けている。	C
5 その他	49 その他、施設管理に関することで不適切な事項がないこと。	指導			・不適切な事項がある。 (軽微な場合はB)	B・C

相模原市指導監査基準
社会福祉施設共通
～ 職 員 処 遇 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 就業規則 (1)就業規則の整備	1 作成、変更した就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。以下同じ。)は、労働基準監督署に届け出ていること。	常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、労働組合又は労働者を代表する者の意見書を添えて、労働基準監督署に届け出ていること。変更届についても同様であること。	労働基準法第89条、第90条	・就業規則を労働基準監督署に届け出していない。 ・変更届を労働基準監督署に届け出していない。	B B
	2 就業規則に必ず記載しなければならない事項を記載していること。	1 必ず記載しなければならない事項 (1)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合は就業時転換に関する事項 (2)賃金(臨時の賃金等を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項、育児・介護に係る所定外労働の免除 (3)退職に関する事項(解雇の事由及び65歳までの雇用確保措置を含む。) 2 定める場合は必ず記載しなければならない事項 (1)退職手当が適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 (2)臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額に関する事項 (3)労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項 (4)安全及び衛生に関する事項 (5)職業訓練に関する事項 (6)災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 (7)表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項 (8)その他、事業場の労働者すべてに適用される事項	労働基準法第89条 高齢者雇用安定法第8条、第9条 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針	・就業規則の内容に不備がある。	B
(2)労働時間	3 作成、変更した就業規則を労働者に周知していること。	就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、労働者に周知していること。	労働基準法第106条 労働基準法施行規則第52条の2	・労働者への周知が不十分である。	B
	4 労働時間は、法令及び就業規則のとおり適切であること。 また、労働者の労働時間を適正に把握していること。	(1)就業規則に定める所定労働時間は、法定労働時間(休憩時間を除き1日8時間、週40時間)以内であること。 また、勤務実態は、就業規則のとおりであること。 (2)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認して記録し、労働時間を適正に把握していること。	労働基準法第32条 労働安全衛生法第66条の8の3 労働安全衛生規則第52条の7の3 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	・所定労働時間が法定労働時間を超えている。 ・就業規則と勤務実態が相違している。 ・労働時間の状況を適正に把握していない。	B B B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 休憩・休日等	5 労働者に対し、休憩時間及び休日等を法令及び就業規則に定めるとおり適切に与えていること。	(1) 休憩時間…労働時間の途中に、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間 (2) 休日…毎週少なくとも1回(4週間を通じ4日以上の日を与えている場合は適用しない。) (3) 年次有給休暇…適切な日数を与え、請求された場合は、適切に与えていること。なお、年10日以上付与される職員に対しては、付与した日数のうち年5日について時季を指定して取得させていること。	労働基準法第34条、第35条、第39条	・ 休憩時間及び休日等を適切に与えていない。	B
(4) 育児・介護等を行う労働者に対する措置等	6 育児及び家族の介護等を行う労働者に対する措置を規定し、適切に実施していること。 7 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを行っていないこと。	次に掲げる措置について規定し、適切に実施していること。 (1) 産前・産後休暇 (2) 育児休業 (3) 介護休業 (4) 子の看護休暇(1時間単位の取得可) (5) 介護休暇(1時間単位の取得可) (6) 所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限 (7) 所定労働時間の短縮等の措置 (8) 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置 (9) 妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置 育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等について、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いを行っていないこと。	労働基準法第65条、第66条、第89条 育児・介護休業法第6条、第12条、第16条の3、第16条の6、第16条の8、第16条の9、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)-リ、ヌ 男女雇用機会均等法第9条、第11条 育児・介護休業法第10条、第25条等	・ 規定の内容に不備がある。 ・ 措置を適切に実施していない。 ・ 防止措置を講じていない。 ・ 不利益取扱いを行っている。	B B B B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5)ハラスメント防止のための措置	8 職場におけるパワーハラスメント・セクシャルハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止措置を講じていること。	<p>事業主は、職場において行われるハラスメントにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上次の必要な措置を講じていること。</p> <p>(1)事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発を行うこと。 イ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。 ロ 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。</p> <p>(2)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。 イ 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。</p> <p>(3)職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応をすること。 イ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。 ロ イにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。 ハ イにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。 ニ 改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等再発防止に向けた措置を講ずること。</p>	労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条、第11条の3 男女雇用機会均等法施行規則第2条の3 パワハラ指針 セクハラ指針 妊娠、出産等に関するハラスメント指針	・必要な措置を講じていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>9 事業主は、労働者がハラスメントに関し相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしていないこと。</p> <p>10 職員に宿直をさせる場合、労働基準監督署の許可を得ていること。</p>	<p>(4) (1)から(3)までの措置を講ずるに際して、次の措置を講じていること。 イ 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。 ロ 労働施策総合推進法第30条の2第2項、第30条の5第2項及び第30条の6第2項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。</p> <p>(1)宿直の専門職員に宿直をさせる場合(外部委託する場合を除く。) 労働基準監督署に「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けていること。 (2)その他職員に通常勤務に加えて宿直をさせる場合 労働基準監督署に「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を提出し、許可を受けていること。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の2</p> <p>労働基準法第41条第3号 労働基準法施行規則第23条 社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて</p>	<p>・不利益な取扱いをしている。</p> <p>・労働基準監督署の許可を受けずに宿直を実施している。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(7) 給与等 2 労働組合又は労働者を代表する者との協定(以下、労使協定という。)	11 給与等は、就業規則に定めるとおり適切に支給していること。	就業規則の内容と給与等の実態が一致していること。 (1) 初任給が規程どおりであること。 (2) 昇給及び昇格は規程どおりであること。 (3) 諸手当は規程どおりであること。	労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条	・規定どおり給与等を支給していない。	B
	12 時間外又は休日に労働をさせる場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働基準法第36条	・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	B
	13 賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合は、労使協定を締結していること。		労働基準法第24条	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。	B
	14 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きを行っていること。	(1) 1ヶ月単位の変形労働時間制 労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより対象労働者の範囲等の必要事項を定め、労使協定による場合は、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。 (2) 1年単位の変形労働時間制 労使協定により対象労働者の範囲等の必要事項を定め、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。	労働基準法第32条の2、第32条の4	・変形労働時間制を行う場合に必要の手続きを行っていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 社会保険等への加入	18 職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。	<p>職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。</p> <p>【加入条件】</p> <p><社会保険> 2か月を超える雇用期間、所定の労働日数及び所定労働時間の3/4以上の者</p> <p>※以下のいずれの要件も満たす短時間労働者も対象</p> <p>(1) 週の所定労働時間が20時間以上</p> <p>(2) 月額賃金が88,000円以上(通勤手当や家族手当など除く)</p> <p>(3) 2か月を超える雇用の見込みがある</p> <p>(4) 学生(休学中や夜間学生を除く)ではない</p> <p>(5) 厚生年金保険の被保険者数が101人以上の特定適用事業所(令和6年10月からは51人以上)に勤めている</p> <p>※上記(5)に該当しない場合でも労使合意に基づく届出があれば対象。</p> <p><雇用保険> 週の所定労働時間が20時間以上、31日以上の継続雇用が見込まれる者</p> <p><労災保険> すべての労働者</p>	<p>健康保険法第3条・第46条</p> <p>厚生年金保険法第6条・第9条、第12条</p> <p>雇用保険法第5条・第6条</p> <p>労働者災害補償保険法第3条</p>	<p>・社会保険等へ適正に加入していない。</p>	B
(4) 書類の保存	19 労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していること。	<p>使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金、その他労働関係に関する重要な書類を5年間(経過措置により当分の間は3年間)保存していること。</p> <p>また、有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類「年次有給休暇管理簿」を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後5年間保存しなければならない。</p>	<p>労働基準法第109条、附則第143条</p> <p>労働基準法施行規則第24条の7、第55条の2</p>	<p>・労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していない。</p> <p>・年次有給休暇管理簿の作成をしていない。</p>	B B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 衛生管理 (1)健康診断	20 労働者に対して、健康診断を適切に行っていること。	<p>事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行っていること。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。</p> <p>また、常時使用する労働者に対し、定期健康診断を1年以内ごとに1回実施していること。なお、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務(深夜業務等)に常時従事する労働者(以下、特定業務従事者という。)に対しては、配置換えの際及び6月以内ごとに1回実施していること。</p> <p>※常時使用する短時間・有期雇用労働者に対しても、健康診断を適切に行っていること。健康診断を行うべき常時使用する短時間・有期雇用労働者とは、次の1及び2のいずれも満たす者をいう。</p> <p>1 無期雇用労働者(有期雇用労働者であって、契約期間が1年(特定業務従事者は6か月。以下同じ。)以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。)</p> <p>2 1週間の労働時間数が当該事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条 パートタイム・有期雇用労働指針 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)-ト	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入時の健康診断を行っていない。 ・定期健康診断を行っていない。 	B B
	21 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していること。	労働安全衛生規則第52条	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署へ報告していない。 	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定	
(2) 心理的な負担の程度を把握するための検査(以下、ストレスチェックという。)	22 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックを適切に行い、その後の措置を講じていること。	(1) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回定期的に医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士によるストレスチェックを行っていること。なお、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、実施の事務に従事しないこと。 (2) ストレスチェック実施後の措置を適切に講じていること(医師による面接指導、結果の集計・分析、就業上の改善措置等)。	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9、第52条の10 ストレスチェック制度施行通知 ストレスチェック指針	・ストレスチェックを行っていない。 ・ストレスチェック実施後の措置を講じていない。	B B	
	23 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェック結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに定期に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を労働基準監督署に提出していること。	労働安全衛生規則第52条の21	・労働基準監督署へ報告していない。	B	
	(3) 衛生管理者等の選任	24 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働安全衛生法第12条、第13条 労働安全衛生法施行令第4条、第5条	・産業医、衛生管理者を選任していない。 ・労働基準監督署に届け出していない。	B B
		25 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、委員会の開催の都度、記録を作成し、保存していること。		労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条 労働安全衛生規則第23条	・衛生委員会を設置していない。 ・衛生委員会を月1回開催していない。 ・衛生委員会の記録を作成し、保存していない。	B B B
		26 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、衛生推進者を選任していること。		労働安全衛生法第12条の2 労働安全衛生規則第12条の2	・衛生推進者を選任していない。	B
5 その他	27 その他、職員処遇に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。	B	

相模原市指導監査基準
軽費老人ホーム（ケアハウス）編
～ 利用者処遇～

令和6年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 基本方針	1 食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指していること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第2条第1項 基準省令解釈通知第1-1	・必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指していない。	C
	2 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めていること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第2条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-1	・入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めていない。	B
	3 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター(介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第2条第3項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-1 老人福祉施設基準条例第14条(準用第4条) 介護保険法第115条の46第1項	・地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めていない。 ・市町村、地域包括支援センター等との密接な連携に努めていない。	B B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 入所申込者等に対する説明等	4 サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結していること。	共通	<p>入所者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービスを受けることにつき同意を得なければならない。なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>契約文書には次に掲げる事項を記載していること。 (1)当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 (2)当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容 (3)当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (4)当該福祉サービスの提供開始年月日 (5)当該福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>※文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、軽費老人ホーム基準省令第12条に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。 この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第12条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第4-1 社会福祉法第77条 社会福祉法施行規則第16条第2項</p>	<p>・サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っていない。 ・当該サービスの提供に関する契約を文書により締結していない。 ・文書を交付しているが、記載すべき事項が不足している。</p>	<p>C C B</p>
	5 前監査事項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないこと。	共通	<p>契約書に定める軽費老人ホーム設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入所者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。 また、入所者、軽費老人ホーム設置者双方の契約解除条件を契約書上定めておくこと。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第12条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第4-1</p>	<p>・契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めている。</p>	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 利用料の受領	6 入所者から支払いを受ける利用料は、適正であること。	共通	<p>軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>(1)サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。)</p> <p>(2)生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)</p> <p>(3)居住に要する費用((2)の光熱水費及び(4)の費用を除く。)</p> <p>(4)居室に係る光熱水費</p> <p>(5)入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(6)上記(1)～(5)に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>なお、(2)の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限としていること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第16条第1項、第3項</p> <p>軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-3</p> <p>相模原市軽費老人ホーム利用料等取扱基準</p>	<p>・入所者から支払いを受ける利用料が適正でない。</p>	C
	7 利用料として支払いを受ける費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ていること。	共通	<p>軽費老人ホーム基準省令第16条第2項</p> <p>軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-3</p>	<p>・文書を交付して説明を行っていない。</p> <p>・入所者の同意を得ていない。</p> <p>・同意の状況が文書等で確認できない。</p>	C C B	
4 対象者	8 当該軽費老人ホームの入所者が要件を満たしていること。	共通	<p>軽費老人ホームの入所者は、次の要件を満たす者であること。</p> <p>(1)身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者(自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者)であって、家族による援助を受けることが困難な者。</p> <p>(2)60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族及び3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第13条</p> <p>軽費老人ホーム基準省令解釈通知第4-2</p>	<p>・入所者が要件を満たしていない。</p>	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 入退所等	9 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めていること。	共通	<p>日常生活の自立を図るとともに安心して生き生きと明るく生活を送るためにどのような支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、当該施設において提供することができるサービスにより生活を継続することが可能な状態かどうかを明らかにすることが重要であること。</p> <p>なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しない。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第14条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-1、13</p>	<p>・入所予定者の入所に際し、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めていない。</p>	B
	10 入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めていること。	共通	<p>「入所中に提供することができるサービスの内容等」は、当該施設において提供されるサービス(特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護も含む。以下同じ。)の指定を受けている場合にはこれを含む。)の他、当該施設に入所しながら受けることができる訪問介護等の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス等の各種サービスを含むものであること。</p> <p>入所者が入所しながら受けることができる各種サービスを総合的に判断した上で、日常生活を営むことが困難であると認められる状態となった場合には、本人又はその家族との話し合いの場を設けること等により、施設において提供できるサービスとその者の状態に関する説明を行うとともに、その者の状態に適合するサービスにつなげるための情報提供等の必要な援助に努めること。</p> <p>なお、この話し合いに当たっては、入所者及びその家族の希望を十分に勘案しなければならず、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意すること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第14条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-1</p>	<p>・入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めていない。</p>	B
	11 入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は施設サービス計画(同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者(同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。)又は介護保険施設(同条第25項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供に努めるほか、その他地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。	共通	<p>入所者の退所を円滑に行うとともに、退所先においてその者の心身の状況等に応じた適切なサービスを受けることができるよう、主として生活相談員が中心となって、主治の医師、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターをはじめ、保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第14条第3項 老人福祉施設基準条例第14条(準用第4条) 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-1 介護保険法第8条第24～26項</p>	<p>・入所者の退所に際して居宅介護支援事業者等に対する情報の提供に努めていない。 ・入所者の退所に際して地域包括支援センター等との密接な連携に努めていない。</p>	B B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 サービス提供の方針	12 入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供していること。	共通	入所者の自立した日常生活に資する支援を行い、明るく生きがいのある生活を提供するための施設であることを十分に踏まえ、サービスの提供に当たっていること。	軽費老人ホーム基準省令第17条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-4(1)	・入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供していない。	C
	13 入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第17条第2項	・入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていない。	C
7 身体的拘束等	14 入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないこと。	共通		軽費老人ホーム基準省令第17条第3項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-4(2)	・緊急やむを得ない場合以外に、身体的拘束等を行っている。	C
	15 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していること。	共通	緊急やむを得ない理由は、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録していること。	軽費老人ホーム基準省令第17条第4項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-4(2)	・身体的拘束等に関して記録していない。 (記録しているが、内容が十分でない場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	16 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底していること。	共通	<p>1 身体的拘束等適正化検討委員会は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員)により構成すること。 ※委員には第三者や専門家を活用することが望ましい。</p> <p>2 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めていること。 ※責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 ※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p>3 身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。 ※関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>4 身体的拘束等適正化検討委員会において事例の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等をとりまとめ、適正化策等を検討すること。 また、分析結果等を従業者に周知徹底し、適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>※身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第17条第5項第1号 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-4(3)</p>	<p>・身体的拘束等適正化検討委員会を設置していない。</p> <p>・身体的拘束等適正化検討委員会を開催していない。</p> <p>・身体的拘束等適正化検討委員会を定期的に開催していない。</p> <p>・構成員が限定的となっている。</p> <p>・構成員の責務及び役割分担が明確でない。</p> <p>・適正化対策担当者が決められていない。</p> <p>・身体的拘束等適正化検討委員会が独立して設置されていない。</p> <p>・分析結果等を他の職員に周知徹底していない。</p> <p>・適正化策の評価を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	17 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していること。	共通	「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次の項目を盛り込むこと。 (1)施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 (2)身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 (3)身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 (4)施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 (5)身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 (6)入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 (7)その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	軽費老人ホーム基準省令第17条第5項第2号 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-4(4)	・指針を整備していない。 ・項目内容が不足している。	B B
	18 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していること。	共通	1 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うこと。 2 職員教育を組織的に徹底させていくために、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。 3 研修の実施内容を記録すること。	軽費老人ホーム基準省令第17条第5項第3号 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-4(5)	・研修を実施していない。 ・実施回数が不足している。 ・新規採用時に研修を実施していない。 ・研修の実施内容の記録がない。	C B C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 食事	19 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していること。	共通	<p>食事の提供は、次の点に留意して行っていること。</p> <p>(1)入所者の心身の状況、嗜好に応じて適切な栄養量、内容及び時間に提供すること。</p> <p>また、一時的な疾病等により、食堂において食事を行うことが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行っていること。</p> <p>(2)調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、協力医療機関等の医師の指導を受けること。</p> <p>(3)食事の提供に関する業務は、軽費老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。</p> <p>(4)食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事の的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。</p> <p>(5)入所者に対しては、適切な栄養食事相談を行う必要があること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第18条</p> <p>軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-5</p>	<p>・適切に食事を提供していない。</p> <p>・不適切な状況が一部認められる。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
9 生活相談等	20 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。	共通	<p>常時必要な指導を行い得る体制をとることにより積極的に入所者の生活の向上を図っていること。</p> <p>なお、相談に当たっては、運営規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的なサービスの提供に関する方針を定めることが適当であること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第19条第1項</p> <p>軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-6(1)</p>	<p>・相談及び必要な助言その他の援助を行っていない。</p>	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	21 要介護認定(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。)の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っていること。	共通	要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこと。 特に、金銭に係るものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得ること。 併せてこれらについては、その経過を記録していること。	軽費老人ホーム基準省令第19条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-6(2) 介護保険法第19条第1項	・要介護認定の申請等必要な支援を行っていない。 ・金銭に係るものについて、書面等をもって事前に同意を得ていない。 ・経過等について記録していない。	C C B
	22 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていること。	共通	入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めていること。 また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとしていること。	軽費老人ホーム基準省令第19条第3項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-6(3)	・入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていない。	B
	23 入所者の外出の機会を確保するよう努めていること。	共通	入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めていること。	軽費老人ホーム基準省令第3条第2項、19条第4項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-6(4)	・入所者の外出の機会を確保するよう努めていない。	B
	24 2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めていること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第19条第5項	・入所者の清潔の保持に努めていない。	B
	25 入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めていること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第19条第6項	・レクリエーション行事を実施するよう努めていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 居宅サービス等の利用	26 入所者が要介護状態等(介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けることができるよう、必要な援助を行っていること。	共通	入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行っていること。	軽費老人ホーム基準省令第20条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-7 介護保険法第2条第1項、第23条	・居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助をおこなっていない。	C
11 健康の保持	27 入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供していること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第21条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-8	・定期的に健康診断を受ける機会を提供していない。	C
	28 入所者について、健康の保持に努めていること。	共通		軽費老人ホーム基準省令第21条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-8	・入所者について、健康の保持に努めていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止	29 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図っていること。	共通	1 感染対策委員会は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など)により構成すること。 なお、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。	軽費老人ホーム基準省令第26条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-13(2)	・感染対策委員会を設置していない。	C
			2 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくこと。 ※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。		・おおむね3月に1回以上開催していない。 ・結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図っていない。 ・構成員が限定的となっている。 ・構成員の責務及び役割分担が明確でない。 ・感染対策担当者が決められていない。 ・感染対策委員会が独立して設置されていない。	C C B B B B
			3 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。			
			4 感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。 ※感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。			

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	30 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること。	共通	次に掲げる内容を備えた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること。 (1)平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアに係る感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等が明記されていること。 (2)発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や市保健所、施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、関係市町村への報告等が明記されていること。 (3)発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を明記すること。	軽費老人ホーム基準省令第26条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-13(2)	・指針を整備していない。 ・内容が不足している。	C B
	31 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に行っていること。	共通	1 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものであること。 2 職員教育を組織的に浸透させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施すること。 3 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること。 4 研修の実施内容についても記録すること。	軽費老人ホーム基準省令第26条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-13(2) 介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材	・定期的な研修を実施していない。 ・実施回数が不足している。 ・新規採用時に研修を実施していない。 ・調理や清掃などの業務を受託する者に対し、指針を周知していない。 ・研修の実施内容の記録がない。	C B C B B
	32 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行っていること。	共通	1 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練を定期的(年2回以上)に行うこと。 2 訓練は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。 3 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。	軽費老人ホーム基準省令第26条第2項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-13(2)	・定期的な訓練を行っていない。 ・実施回数が不足している。	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	33 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行っていること。	共通	<p>1 従業者が、入所者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに施設長又は管理者(以下「施設長等」という。)に報告する体制を整えること。</p> <p>2 施設長等は、当該施設における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は1の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。</p> <p>3 従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。</p> <p>4 施設長等及びその他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。</p> <p>5 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。</p> <p>6 施設長等は、(1)から(3)までに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めるとその他の措置を講じなければならないこと。</p> <p>(1)同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に2名以上発生した場合</p> <p>(2)同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>(3)(1)及び(2)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合</p> <p>7 6の報告を行った施設は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第26条第2項</p> <p>軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-13(2)</p> <p>感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順</p>	<p>・感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行っていない。</p>	C
	34 調理に従事するすべての職員について、毎月腸内細菌検査(検便)を実施していること。	共通	<p>調理従業者は臨時職員を含め、月に1回以上の検便を受けること。検査項目には、腸管出血性大腸菌O157の検査を含めること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-8、13</p> <p>衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル</p>	<p>・調理に従事するすべての職員について、毎月腸内細菌検査(検便)を実施していない。</p>	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
13 事故発生時の対応	35 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していること。	共通	<p>事故発生の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。</p> <p>(1)施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 (2)介護事故の防止のための委員会(以下「事故防止検討委員会」という。)その他施設内の組織に関する事項 (3)介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 (4)施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 (5)介護事故等発生時の対応に関する基本方針 (6)入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 (7)その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第33条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-19(1)</p>	<p>・指針を整備していない。 ・項目内容が不足している。</p>	C B
	36 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備していること。	共通	<p>報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。</p> <p>(1)介護事故等について報告するための様式を整備すること。 (2)介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(1)の様式に従い、介護事故等について報告すること。 (3)事故防止検討委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析すること。 (4)事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。 (5)報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。 (6)防止策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第33条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-19(2)</p>	<p>・体制を整備していない。 ・整備した体制に則った取り組みが行われていない。(軽微な場合はB)</p>	C B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	37 事故防止検討委員会を定期的に関 催していること。	共通	<p>1 事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員、施設外の安全対策の専門家など)により構成すること。 なお、施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>2 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくこと。 また、事故防止検討委員会の責任者はケア全体の責任者であることが望ましい。</p> <p>3 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。 ※事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第33条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-19(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止検討委員会を設置していない。 ・事故防止検討委員会を開催していない。 ・事故防止検討委員会を定期的に関催していない。 ・構成員が限定的となっている。 ・構成員の責務及び役割分担が明確でない。 ・専任の安全対策担当者が決められていない。 ・事故防止検討委員会が独立して設置されていない。 	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	38 事故発生の防止のための職員に対 する研修を定期的に行っていること。	共通	<p>1 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うこと。</p> <p>2 職員教育を組織的に徹底させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施すること。</p> <p>3 研修の実施内容についても記録すること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第33条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-19(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を実施していない。 ・実施回数が不足している。 ・新規採用時に研修を実施していない。 ・研修の実施内容の記録がない。 	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
14 虐待防止	39 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	共通	<p>事故発生を防止するための体制として、監査項目35から38までに上げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いていること。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者同一の職員が努めることが望ましい。</p> <p>※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第33条第1項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-19(5)</p>	<p>・担当者を置いていない。</p>	C
	40 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じていること。	共通	<p>1 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに相模原市長、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。</p> <p>2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。</p> <p>3 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。また、損害賠償保険に加入すること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第33条第2項、第3項、第4項</p>	<p>・相模原市長、入所者の家族等に連絡していない。</p> <p>・必要な措置を講じていない。</p> <p>・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。</p> <p>・損害賠償を速やかに行っていない。</p> <p>・損害賠償保険に加入していない。</p>	C C C C B
	41 施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに相模原市長に通報していること。	共通	<p>1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを相模原市長に通報していること。</p> <p>※刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、1の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。2において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。</p> <p>2 養介護施設従事者等に、1の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行っていないこと。</p>	<p>高齢者虐待防止法第2条、第21条 刑法第134条</p>	<p>・速やかに相模原市長に通報していない。</p> <p>・虐待を通報した者に対して、当該事由を理由とした解雇その他不利益な取扱いを行った。</p>	C C

項 目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	42 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」という。)を設置していること。	共通	<p>虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成していること。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催していること。また、施設外の虐待防止の専門家を経験者として積極的に活用することが望ましい。虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応していること。</p> <p>※虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。ただし、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。また、施設に実施を求めているものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>※虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討すること。また、その際、そこで得た結果(施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止等)は、職員に周知徹底を図っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。 ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。 ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。 ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。 ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。 ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。 ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。 	<p>高齢者虐待防止法第2条、第20条 軽費老人ホーム基準省令第33条の2 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-20</p>	<p>・虐待防止のための必要な措置を講じていない(措置の一部が不十分な場合はB)。</p> <p>・虐待防止検討委員会を設置していない。</p> <p>・虐待防止検討委員会の結果を職員へ周知していない。(軽微な場合はB)</p>	<p>B・C</p> <p>C</p> <p>B・C</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	43 虐待の防止のための指針を整備していること。	共通	虐待の防止のための指針には次のような項目を盛り込むこと。 <ul style="list-style-type: none"> 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 成年後見制度の利用支援に関する事項 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 その他虐待の防止の推進のために必要な事項 	高齢者虐待防止法第2条、第20条 軽費老人ホーム基準省令第33条の2 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-20	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための指針を整備していない。 虐待の防止のための指針の一部に不備がある。 	C B
	44 虐待の防止のための職員に対する研修を実施していること。	共通	虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施していること。また、研修の実施内容についても記録していること。 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。	高齢者虐待防止法第2条、第20条 軽費老人ホーム基準省令第33条の2 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-20	<ul style="list-style-type: none"> 研修プログラムを作成していない。 定期的な研修を年2回以上実施していない。 新規採用研修で虐待の防止のための研修を実施していない。 	B C C
	45 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	共通	軽費老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、上記の42から44までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置いていること。 ※担当者は虐待防止委員会の責任者と同一の職員が望ましい。 ※同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。	高齢者虐待防止法第2条、第20条 軽費老人ホーム基準省令第33条の2 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-20	<ul style="list-style-type: none"> 担当者を置いていない。 	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
15 職員研修	46 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。	共通	<p>職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保していること。</p> <p>また、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていること。</p> <p>【義務付けの対象とならない者】 各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者。具体的には、上記記載の看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療養士、作業療養士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第24条第3項 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第5-11(3)</p>	<p>・研修の機会を確保していない。 ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じていない。(軽微な場合はB)</p>	<p>C B・C</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
16 記録の整備	47 入所者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、必要な年数保存していること。	共通	<p>入所者に提供するサービスの状況等に関する一切の事実を正確に記録し、必要な年数保存していること。</p> <p>(1)入所者名簿 (2)入所者台帳(入所者の生活歴、サービスの提供に関する事項その他必要な事項を記録したもの) (3)入所者に提供するサービスに関する計画 (4)サービスの提供に関する記録 (5)献立その他食事に関する記録 (6)入所者の健康管理に関する記録 (7)当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (8)サービスの提供に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (9)入所者へのサービスの提供により事故が発生した場合の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>上記諸記録のうち、(3)及び(4)の記録については、サービスの提供の完結の日から2年間又は補助金の受領の日から5年間のいずれか長い期間を保存し、(7)、(8)及び(9)の記録については、その完結の日から2年間保存する。</p> <p>なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は軽費老人ホーム基準省令及び老人福祉施設基準条例に定める保存期間のいずれか長い期間とすること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令第9条、第15条 軽費老人ホーム基準省令解釈通知第1-8 老人福祉施設基準条例第15条 老人福祉施設基準条例解釈通知第3の1(準用第1の2)</p>	<p>・記録を整備していない。 ・記録の整備に一部不備がある。 ・記録を必要な年数保存していない。</p>	<p>C B B</p>
17 その他	48 その他、利用者処遇に関することで不適切な事項がないこと。	指導			<p>・不適切な事項がある。 (軽微な場合はB)</p>	B・C

相模原市指導監査基準
軽費老人ホーム（ケアハウス）編

（監査事項 1 ～ 17 は社会福祉施設共通、監査事項 18 ～ 26 は軽費老人ホーム限定事項）

～ 会 計 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 経理規程等 (1) 経理規程の 制定	1 定款等に定めるところにより、経理規程を制定していること。	(1) 会計基準省令に基づく適正な会計処理を行うため、法令等及び定款に定めるもののほか、会計処理を行うために必要な事項について、経理規程を定めていること。 (2) 経理規程は、定款に定める手続により決定していること。	会計基準 運用上の留意事項1 (4) 指導監査ガイドライン Ⅲ3(2)1 定款例第34条 入札契約等取扱通知 1	・経理規程を定めていない。 ・経理規程の内容が法令又は通知に反する。(軽微な場合はB) ・定款に定める手続により経理規程を決定していない。	C B・C C
(2) 経理規程等の 遵守	2 経理規程及びその細則等を遵守していること。	※例(全国社会福祉施設経営者協議会による「平成29年度版社会福祉法人モデル経理規程」の参照条文) ・すべての会計処理は経理規程に定める会計伝票等により処理するとともに、会計伝票は証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存していること。(モデル経理規程第13条) ・金銭の収納に際して、所定の印を押した領収書を発行していること。(モデル経理規程第23条) ・日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。(モデル経理規程第24条) ・小口現金を適切に取り扱っていること(小口現金出納帳の作成、限度額以内の保有等)。(モデル経理規程第12条、第28条) ・現金及び預貯金の残高と帳簿残高を照合し、会計責任者等による確認を受けること。また、過不足が生じた場合は速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第30条、第31条) ・月次試算表を作成し、毎月適切な時期に経理規程に定める権限者に提出していること。(モデル経理規程第32条) ・債権の回収又は支払の状況を確認し、期限どおり履行されていないことが判明した場合は、速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第35条、第36条)	会計基準 指導監査ガイドライン Ⅲ3(2)1	・経理規程及びその細則等に定めるとおり事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
(3) 会計帳簿	3 会計帳簿を適正に整備していること。	(1) 経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)を拠点区分ごとに作成していること。 (2) 会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存していること。 (3) 計算書類に係る各勘定科目の金額について、主要簿(総勘定元帳等)と一致していること。	社会福祉法第45条 の24、第45条の27 会計基準 運用上の留意事項2 (3) 指導監査ガイドライン Ⅲ3(4)1	・会計帳簿を拠点区分ごとに作成していない。 ・会計帳簿を必要な年数保存していない。 ・計算書類における各勘定科目の金額と主要簿(総勘定元帳等)が一致しない。	C C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 管理運営体制	4 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制を整備していること。 また、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制としていること。	(1) 経理規程等において、予算の執行や資金等の管理に関する体制(会計責任者等の設置や内部牽制に配慮した業務分担等)について、明確に定めていること。 (2) 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続を行っていること。 (3) 法人印及び代表者印について、管理者が定められている等、管理が十分に行われていること。	運用上の留意事項1(1)、1(2) 指導監督徹底通知5(3)ア、5(6)エ 指導監査ガイドラインⅢ3(2)2、Ⅲ4(4)4	・会計責任者の設置等の管理運営体制について明確に定めていない。	C
				・業務分担が明確にされておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない。 ・管理運営体制に関して経理規程等に定める手続を行っていない。(軽微な場合はB) ・法人印及び代表者印についての管理が行われていない。	C
3 寄附金品	5 寄附金及び寄附物品を受け入れる場合は、適正に受け入れ手続を行っていること。	(1) 寄附者から寄附申込書を受け、寄附金収益明細書等を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載して管理していること。また、受け入れについて、経理規程に定める権限者の承認を受けていること。 (2) 金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、適正に計上していること。 (3) 寄附物品は、取得時の時価により、適正に計上していること。ただし、飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適當なものは、この限りでない。 (4) 共同募金会からの寄附金等の受入れは、運用上の留意事項9(3)に基づき、適正に処理していること。	運用上の留意事項9(1)、9(2)、9(3) 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	・適正に受け入れ手続を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
				6 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。 また、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方(建設請負業者等)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 資産管理	7 固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。 また、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、事前に所轄庁の承認を得ていること。	(1)基本財産である固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。なお、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、定款の定めに基づき、事前に所轄庁の承認を得ていること。 (2)その他の固定資産の取得又は処分については、経理規程に定める手続を行っていること。	審査基準第2の3 指導監査ガイドラインⅢ2(1)1、Ⅲ2(2)1 定款例第10条、第24条、第28条、第29条	・基本財産の取得又は処分等について、定款等に定める手続を行っていない。 ・基本財産の処分等について、定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。 ・基本財産以外の固定資産の取得又は処分について、経理規程に定める手続を行っていない。	C C B
	8 基本財産及びその他の固定資産について、固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していること。	(1)「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の明細書」及び「固定資産管理台帳」を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な拠点区分に計上し、管理していること。 (2)減価償却を行うべき有形固定資産及び無形固定資産について、適正に減価償却を行っていること。 (3)時価評価を行うべき資産について、適正に時価評価を行っていること。	会計基準 運用上の取扱い16、17 運用上の留意事項17、22、27 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3、Ⅲ3(4)1	・固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していない。(軽微な場合はB) ・減価償却すべき資産について、減価償却を行っていない。(軽微な場合はB) ・時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C B・C
	9 計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していること。		会計基準 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	・計上額と実際の資産が一致していない。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定	
5 計算書類等 (1) 計算書類	10 法令等に基づき、計算書類を適正に作成していること。 また、計算書類に、整合性がとれていること。	(1) 計算書類を様式に従って作成していること。 (2) 事業活動計算書の収益及び費用を、適切な会計期間に計上していること。 (3) 計算書類に、整合性がとれていること。	会計基準 運用上の取扱い 運用上の留意事項 指導監査ガイドライン Ⅲ3(3)3	・様式に従って作成していない。 ・広範囲かつ金額的に重要な収益及び費用を適切な会計期間に計上していない。 ・計算書類に整合性がとれていない。(軽微な場合はB)	B C B・C	
	(2) 附属明細書等	11 法令等に基づき、注記を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。	(1) 計算書類の注記を作成し、注記すべき事項を記載していること。 (2) 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い20 ～24 運用上の留意事項2 5(2)、26 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)1	・把握された注記すべき事項を注記していない。(軽微な場合はB) ・注記事項について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB)	B・C B・C
	12 法令に基づき、附属明細書を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。	(1) 作成すべき附属明細書を様式に従って作成していること(該当する事由がない場合は省略可)。 (2) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い25 運用上の留意事項 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)2	・作成すべき附属明細書を作成していない。(軽微な場合はB) ・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB)	B・C B・C	
13 法令に基づき、財産目録を適正に作成していること。			会計基準 運用上の取扱い26 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)3	・様式に従って作成していない。	B	

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定						
6 契約 (1) 契約事務	14 指導監督徹底通知、入札契約等取扱通知及び経理規程に基づき、適正に契約を行っていること。	<p>(1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、経理規程等によりその範囲を明確に定めていること。なお、契約担当者が、契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えない。</p> <p>(2) 高額な契約については、原則として競争入札を行っていること。指名競争入札又は随意契約を行う場合は、経理規程に定める合理的な理由があること。</p> <p>(3) 施設整備に係る契約については、指導監督徹底通知に従って行うこと。また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)等に係る契約については、交付の条件によること。</p> <p>(4) 会計監査に係る契約については、随意契約が可能であること。具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定していること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。</p> <p>(5) 経理規程に従い、契約手続を行っていること(入札及び随意契約の手続、契約書の作成等)。</p> <p>※随意契約よることができる場合の一般的な基準 ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合(法人において、同表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えない。)</p> <table border="1" data-bbox="703 774 1543 1029"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 774 1131 805">区分</th> <th data-bbox="1131 774 1543 805">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="703 805 1131 845">会計監査を受けない法人</td> <td data-bbox="1131 805 1543 845">1,000万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 845 1131 1029">会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人</td> <td data-bbox="1131 845 1543 1029">法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 ウ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 エ 競争入札に付することが不利と認められる場合 オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 キ 落札者が契約を締結しない場合</p>	区分	金額	会計監査を受けない法人	1,000万円	会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円	指導監査ガイドラインⅢ3(2)1、Ⅲ4(4)4 指導監督徹底通知5(2)イ、5(2)ウ、5(3)エ 入札契約等取扱通知1(1)~1(7)	<p>・契約について職員に委任している場合に、委任の範囲を明確に定めていない。</p> <p>・指名競争入札又は随意契約によることができない案件について、当該契約を行っている。</p> <p>・経理規程等に定めるとおり契約に係る事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)</p>	B C B・C
区分	金額										
会計監査を受けない法人	1,000万円										
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円										

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 重要な契約	15 重要な契約については、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、契約結果等を理事会に報告していること。	<p>※価格による随意契約(上記ア)は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断していること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事又は製造の請負:250万円 ・食料品・物品等の買入れ:160万円 ・上記に掲げるもの以外:100万円 <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましい。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めていること。</p>	社会福祉法第45条の13第4項、第45条の16第3項 入札契約等取扱通知1(8) 定款例第24条	・重要な契約について、理事会で決定していない又は契約結果等を理事会に報告していない。	B
7 運営費の管理・運用について	16 運営費の管理・運用を適切に行っていること。	<p>(1)運営費の管理・運用については、換金性の高い方法で行っていること。</p> <p>(2)運営費の同一法人内における各サービス区分、拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の運営上止むを得ない場合に、当該年度内に限っていること。また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び事業区分以外への貸付けはしていないこと。</p>	弾力運用局長通知5(1)(2)	<p>・換金性高い方法で管理運営していない。(軽微な場合はB)</p> <p>・年度内清算していない。</p> <p>・法人外に貸付している。</p>	B・C C C
8 その他	17 その他、会計に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた軽費老人ホームの資金の運用について (1)資金の運用について	18 当該施設に帰属する収入を不適切な経費に充てていないこと。	指定居宅サービス等に要する費用の額は、指定居宅サービス等に要する費用の額を主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の用途については、原則として制限を設けない。 ただし、特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた軽費老人ホームは、軽費老人ホームが老人福祉法第20条の6に規定する施設であることから、特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充ててはできない。 (1)収益事業に要する経費 (2)当該軽費老人ホームを経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 (3)高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費	繰越金等の取扱い等通知第2-4(2)、第3-1(第2-2準用) 老人福祉法	・当該事業に帰属する収入を、不適切な経費に充てている。	C
(2)運用上の留意事項について (ア)資金の繰入れ	19 資金の繰入れを適切に行っていること。	指定居宅サービス等に要する費用の額を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた軽費老人ホームの事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。 なお、当該法人が行う当該特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた軽費老人ホーム以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。	繰越金等の取扱い等通知第2-4(2)、第3-1(第2-3(1)準用) 介護保険法第23条	・資金の繰り入れを適切に行っていない。	C
(イ)資金の積立て等	20 次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、安定的な経営の確保及び財務状況の透明性の確保の向上を図る観点から、事業計画を作成の上、その範囲内で将来の特定の目的のために、積立金を積み立てよう努めていること。	積立金は、例えば、以下のようなものが考えられる。 (1)施設整備等積立金(建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金) (2)人件費積立金(人件費の類に属する経費に係る積立金)	繰越金等の取扱い等通知第2-4(2)、第3-1(第2-3(2)準用)	・積立金を積み立てよう努めていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(ウ)資金の繰替使用	21 資金の繰替使用を適切に行っていること。	指定居宅サービス等に要する費用の額を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。 ただし、当該法人が行う当該特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた軽費老人ホーム以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。	繰越金等の取扱い等通知第2-4(2)、第3-1(第2-3(4)準用)	・資金の繰替使用を適切に行っていない。	C
(エ)役員等の報酬	22 役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものではないこと。	指定居宅サービス等に要する費用の額を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまり多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。 社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。	繰越金等の取扱い等通知第2-4(2)、第3-1(第2-3(5)準用)	・役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものである。	C
(オ)適正な会計処理	23 各介護保険会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた軽費老人ホームの健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じていないこと。		繰越金等の取扱い等通知第2-4(2)、第3-1(第2-4(1)準用)	・各会計年度における事業活動収支及び資金収支について、当該施設の健全な運営に必要な額以上の収支差額が生じている。	B
10 その他	24 施設利用者から預かっている金銭等は、法人に係る会計とは別途管理していること。	施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行っていること。 なお、将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。	運用上の留意事項1(3) 指導監督徹底通知5(4) エ	・別途管理していない。(軽微な場合はB) ・前受分を法人に係る会計に含めて処理していない。	B・C B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>25 居住に要する費用の管理を適正におこなっていること。</p>	<p>(1)「居住に要する費用」について、一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、利用者本人の意向に十分配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めていること。また、居住に要する費用については、正しく計算書に計上していること。</p> <p>(2)入所者が一定の期間(20年を標準)未満の期間以内に退所した場合、一括支払い方式で支払われた「居住に要する費用」又は、併用支払い方式による一括納入金を、一定の期間(20年を標準)から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所後に利用者へ返還されていること。また返還額について、月割で算定していること。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令 解釈通知第5-3 軽費老人ホーム利用料取扱指針第1-4 (1) 指導監査ガイドラインⅢ 3-4-(4)</p>	<p>・正しく計算書に計上されていない</p> <p>・「居住に要する費用」又は、併用支払い方式による一括納入金を、一定の期間(20年を標準)から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所後に利用者へ返還されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
	<p>26 会計に関する諸記録を整備し、必要年数保存していること。</p>	<p>会計に関する次に掲げる諸記録を整備し、必要年数保存していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収支予算及び収支決算に関する書類 2 金銭の出納に関する記録 3 債権債務に関する記録 4 物品受払に関する記録 5 収入支出に関する記録 6 資産に関する記録 7 証拠書類綴 <p>なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間とすること。 (社会福祉法第44条第4項) 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p>	<p>軽費老人ホーム基準省令 第9条 軽費老人ホーム基準省令 解釈通知第1-8 社会福祉法第44条第4 項</p>	<p>・記録を整備していない。 ・記録を必要年数保存していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>